



気候変動への適応策について



令和元年 8月29日

気候変動への適応策について（国の動き）

「気候変動適応法」（平成30年6月公布，12月1日施行）

法の概要

- ① 適応の総合的推進
- ② 情報基盤の整備
- ③ **地域での適応の強化**
- ④ 適応の国際展開等

- 「地域気候変動適応計画」の策定（努力義務）
- 「地域気候変動適応センター」の確保（努力義務）
- 「気候変動適応広域協議会」の組織化

- 「気候変動適応計画」閣議決定（平成30年11月）
- 「気候変動適応推進会議」開催（平成30年12月）
環境大臣を議長とする府省横断的な連携組織
- 各省の対応（政府の「気候変動適応計画」を踏まえ）
 - ・「国土交通省気候変動適応計画」改正（平成30年11月）
 - ・「農林水産省気候変動適応計画」改正（平成30年11月）
 - ・平成31年度新規予算「農林水産分野における地域気候変動適応推進事業」
（影響評価支援・地域計画策定支援等）

気候変動への適応策について（福岡市の動き）

➤ 「地域気候変動適応計画」の策定

既存の「地球温暖化対策実行計画」を
気候変動適応法に基づく
「地域気候変動適応計画」として位置づけ
(令和元年5月)

区分	市の主な取組
自然災害	ハザードマップの提供、調整池の設置
水資源	節水行動の推進、水源かん養林の育成
健康被害	熱中症対策、ヒートアイランド対策
自然生態系	身近な生きもの生息環境の保全
農作物	環境に適した品種の開発・導入の検討

➤ 「地域気候変動適応センター」の確保

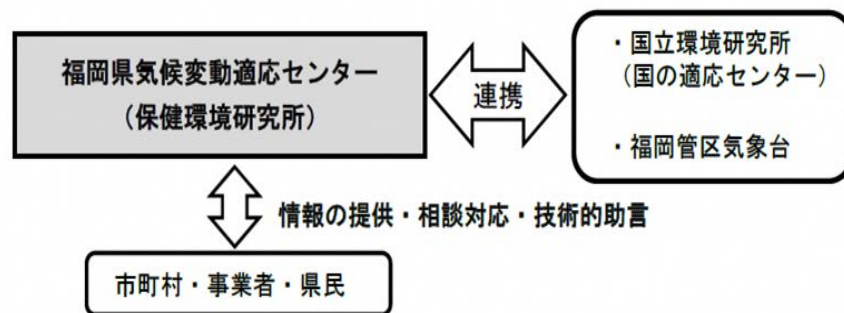
福岡県が「福岡県気候変動適応センター」を設置し、
福岡市は「気候変動適応推進協議会」の構成メンバー

<概要>

設置日 令和元年8月7日（水）
設置場所 福岡県保健環境研究所
（太宰府市大字向佐野39）

主な業務内容

- ・気候変動情報の収集・分析・提供
- ・気候変動適応推進協議会の設置運営



気候変動への適応策について（福岡市の動き）

➤ 「地域気候変動適応広域協議会」の組織化

九州・沖縄エリアの国の地方行政機関・地方自治体等により構成する
「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」への参加

➤ 全庁的な推進体制の構築

「福岡市気候変動適応推進会議」の設立（平成31年4月）

<取組内容>

- ・気候変動適応に関する基本認識の共有
- ・適応策の取組みに関する情報共有
- ・本市の適応策の推進に関する協議

<体制図>

気候変動適応推進会議

会 長：副市長
構成員：全局区室長・危機管理監

適応策検討部会

部会長：環境・エネルギー対策課長
構成員：事業所管課長

適応策検討部会 部会員

市民局	防災・危機管理課長
保健福祉局	保健予防課長
環境局	環境調整課長/環境保全課長/計画課長
農林水産局	農業振興課長/森林・林政課長
住宅都市局	みどり政策課長
道路下水道局	下水道管理課長/下水道事業調整課長
	河川計画課長/施設管理課長
水道局	流域連携課長/計画課長
	水管理課長/節水推進課長
交通局	経営企画課長